

『芥川龍之介伝記論考』補遺

——新原家をめぐって——

森 本 修

筆者は、さきに明治書院から『芥川龍之介伝記論考』（昭39・12）を刊行したが、その後誤植、記述の誤りがあることに気付くと共に多くの方から御示教をいただいたので、小著「あとがき」に記した索引作成の際、取敢えず「正誤表」を付した。また、小著刊行後「VITA SEXUALIS」（文学 昭41・6）をはじめいくつかの新資料が発表され、小著執筆の際見落していた資料もいくつか知り得たので、それによつて書き改めなければならぬ部分も生じた。これらは、いずれ版を改める機会にでも補訂したいと思つてゐる。ところで、『国文学』（学燈社 昭41・12）掲載の小稿「芥川伝の問題点」で少しふれておいたように、芥川龍之介の実家新原家についての調査はまだ十分になされてゐない。新原家についての調査は、龍之介の実父新原敏三の出身地である山口県玖珂郡美和町生見で神職にあるかたわら郷土史の研究に携わつてゐる西村巖氏、元『東日』記者で現在島根県津和野町で家業のかたわら郷土史の研究に携わつてゐる沖本常吉氏によつて着実に進められ

『芥川龍之介伝記論考』補遺

ており、これらがまとめられると、新原家とそれに関連するいくつかの問題が解き明かされ、芥川龍之介の伝記の一部は書き変えられることになるであらう。さしあたつて小稿では、西村、沖本両氏、及び葛巻義敏氏の御示教によつて判明した事柄に、筆者のその後の調査を加えて、小著の新原家に関する部分を補訂しておきたい。（以下、◎印は『芥川龍之介論考』の記述で、×は誤りを示す）

生家 新原家

◎「周防の国の岩国川を、溯ること五六里にして、山代に達す。山代とは、北は石見の国、東は安芸の国に鄰接したる一区域の、五六箇村の汎称である。名は実の實。山代は山代と称せらるゝ程に、山嶽重疊、又重疊。そして、平地らしい平地は、殆んど見当らないといつてもいゝ程である。其山代地方から、維新の頃有名だつた御用商人の山代屋和助が、呱呱の声を揚げたのである。」（室賀文武「それからそれへ」、『芥川龍之介全集』全十巻 月報第五（四）号

昭十三(三二)。新原家は、この山代地方の一村の生見の出である。山代は前山代・奥山代とに分かれ、生見は奥山代に属していた。『防長風土注進案3 奥山代宰判』(山口県立山口図書館 昭三十七・四)によれば、生見は「往古は伊木見と三字に書き、中古以来生見と書来候、尤当地八幡社建立の砌生キ雲の如く紫雲其地よ(之) 雲黠きかゝりし故、山を生雲山と名付け、里を生雲の郷と唱えしか、終に一村の地名となりて生見ハ生雲の訛なりと申伝候」(百四十二頁)とある。現在は、町村合併によつて美和町生見となつてゐる。「奥山代宰判町村沿革一覽」(『防長風土注進案3 奥山代宰判』四頁)によると、生見の沿革は左の通りである。

〔沿革一覽〕表(省略)

美和町へは現在国鉄バス(岩益線)が通じており、岩国から約一時間半で町役場の所在地坂上に至り、さらに約一軒奥へはいつたあたりが生見である。

〔補遺〕 山代とは、元来錦川(岩国川)に沿つた周防国(山口県)玖珂郡北部一帯の通称で、近世初頭の検地には十七村あつたが、うち岩国吉川氏領となつた三村を除き、萩藩の一支配として山代宰判がたてられた。そして、寛永年間に河川の流域と交通及びこの地方特産の紙業などの関係から、周防国都濃郡北部の三村が加えられた。この地方一帯は、山に囲まれたやせ地で耕地に恵まれず、物産に乏しい所であるが、楮及び紙の特産によつて萩藩の財政上重視され、郡役所を置かず藩府直轄の時代があつた。延享四年(一七四七)に萩城下に近い西部を前山

代、遠い東部を奥山代と二宰判に分けられ、代官所は奥山代の中央に位置する本郷村に置かれた(『防長風土注進案3』凡例による)。なお、小著「沿革一覽」表の賀美畑村は誤りで、阿賀、生見、下畑村の合併によるものであるから賀見畑村が正しい。◎生見には、現在新原姓を名乗るものがかかなりあるが、その多くは明治以後につけられたものである。敏三の生家は、代々庄屋をつとめた由緒ある家であつた。これを示すものとして玖珂郡美川村(町)須山新原主計(雄)氏藏の「新原家正統系図」がある。これは、「明治十三年八月十日 大阪上等裁判所判事 北村泰一 閏御」とあり、左のように敏三の曾祖父までがしるされている。

「新原家正統系図」略

鎌足―不比等―武智磨―乙磨―是公―雄友―弟阿(河)―高扶
―清夏―為寛(憲)―時理―維景―維佐―維重―清景―清兼―
景広―景貞―貞恵―高德―勝恵―勝孝―孝喜(善)―勝久―澄
(隆)久―興元―通寛―興貫―通寛―通勝―寛俊―勝寛―寛通
―景寛―寛吉―寛英―寛旭

右のうち、鎌足以下勝恵あたりまでは作られたものと考えられるが、享徳三年(一四五四)二月七日没とある勝孝あたりからしるされている事項がかなり具体的で、慶長十四年(一六〇九)没の通寛からは法名がしるされているので信じるに足るのではなからうか。

〔補遺〕 西村氏は、「新原家正統系図」は新原小太郎の書いたもので、作為された部分が各所にあるように思う、とされて

いる。筆者は、「新原家正統系図」を「鎌足以下勝恵あたりまで作られたものと考えられる」としたが、これを「尊卑分脈」の「藤原南家乙曆流・工藤 狩野 二階堂」によつてみると、鎌足―不比等―武智曆―乙曆―是公―雄友―弟河―高扶―

清夏―維幾―為憲―時理―時信―維清

維景 維永 維重 維職

維仲 家清
維綱 清澄
清定 清実

景兼 遠兼 景貞

となる。両者を比較すると、「新原家正統系図」では清夏の次に維幾がなく、維景のあと維佐から景貞に至るまで「尊卑分脈」とかなりの違いをみせている。たとえば、「新原家正統系図」に

維重―清景―清兼―清成
清綱 岡部権介
權守 中務允
景広―景貞
遠兼 淡川権守

とあるが、「尊卑分脈」には清景、清兼、清成、景広の名はみえず、清綱が「岡辺権守」、遠兼が「淡川権守」としてみえている。これからみて、少なくとも景貞あたりまでは作られたものと思

『芥川龍之介伝記論考』補遺

われ、「属大内家周防国伊木已三住」と記された勝孝あたりからは記述が具体的となる。「新原家正統系図」には、勝孝の次の孝善の項に「二百一石八畝参舛領 二代木土打鹿穴〔向。〕」とある。二代木『防長風土注進3』には「二台木」土打、鹿向は、周防、安芸両国で境目をめぐつて争論のあつた所で、古くは生見に属していた。また、孝善の次の勝久の項に「当代由宇谷山一字建立号孝善寺」とあるが、この孝善寺は「防長風土注進案3」に「臨濟宗孝善山宝珠庵右草創事蹟不分明候事」（百六十六頁）とある「孝善山宝珠庵」とどのようなつながりがあるかは未調査である。そして、勝久の次の隆久の項には「永禄九年丙寅四月八日参河国藪太村住 天文十一年壬寅九月安芸国多治井庄住 同十二年周防伊木已政所ニ住 波野庄八拾石ヲ領」という記述がみえる。三河国藪太村が現在のどの辺にあたるかは未調査であるが、新原家の祖先は一時「藪太」と称していたようで、隆久の次の興元は「新原家正統系図」に「藪太神祇」と記されており、『防長風土注進案3』に「当村新原久右衛門所持御判物写」として、

防州於玖珂郡八拾石之地行之所謂別紙有之、全可知行之状如件
天文十二年
九月十一日
元祐 判

藪太神祇殿

とある（百五十七頁）のと一致する。波野庄とは、玖珂郡波野村（現美川町）である。そして、「新原家正統系図」には興元は

天正三年（一五七五）乙亥三月二十二日高森城で死んだ旨記されている。高森城は、『防長風土注進案3』の「第七 生見村」に「坂新五左衛門元祐居住之城墟、南面は中山村に属す、東面最之嶮にして躋攀し難し、半腹に道祖埵といへる山径あり、当村石井手辺より中山邑牛ヶ埵に往来す、地理事蹟中山邑志に相見候事」（百六十七～百六十八頁）とみえているものである。また、『防長風土注進案3』「第六 中山村」には、坂新五左衛門が高森城へ入つたのは弘治元年（一五五五）十一月大内一門が滅亡し周防国が毛利元就の手に属した後で、坂氏入城後一揆が高森城へ攻入つて落城した（百四十頁）とみえている。この記事には高森城落城の年月が記されていないが、興元の死んだ天正三年頃であつたと考えられる（『防長風土注進案3』によると本郷村徳門寺にある坂新五左衛門尉元祐墓にはその没年は「天正三年三月廿二日」と記されている）。「新原家正統系図」には興元以後、神太左衛門、神兵衛、神四郎、神右衛門、神五郎、神之介と「神」を付した名がしばらく続く。「神」が職名か家伝の称の一字であるかは、西村氏の調査でも不明である。そして、興貫（神太左衛門）は慶長五年（一六〇〇）関ヶ原で討死し、その後を興元の嫡男通寛（神兵衛・慶長十四年三月二十九日没）が継いでいる。前述のように、中山村の二台木山、土打原、鹿向は、文明年間から安芸、周防両国の境目争論がおきていたが、この境目争論をめぐる記述のうちに「慶長十二年御両国御検地之節、生見庄屋神兵衛より境目之儀不申出、雙方浮草我勝刈、取爾来争

論弥増之相成由申伝へ候事」（百二十頁）と、神兵衛（通寛）の名がみえている。通寛の項には、「阪菅原」とあるので菅原を姓にしたらしい。西村氏の御示教によると、神兵衛は慶長十四年（一六〇九）三月、美和町引地埵で打首されたとのことである。そして、神兵衛が処刑されて以後、新原と改姓、屋号を「蔽」と称したらしい。このことは、「新原家正統系図」によっても、通寛の次の通勝の項には「阪新原」とあるのでこの代から新原と名乗つたことを示している。小著掲載の系図には、寛吉以下については誤りがある。この部分については、西村氏作成の「新原（蔽）家系略」をお送りいただいたので、これを基として修正したものを次頁に掲げておく。

従つて、小著三十二頁の新原家を中心とした（系譜Ⅰ）も、右の修正系図によつて補訂を必要とする。新原（蔽）家は、前述のように代々庄屋をつとめた由緒ある家柄であつた。小稿に屢々引用する『防長風土注進案3』に収められている「奥山代風土注進案」の成稿年代は、天保十四年（一八四三）から弘化元年（一八四四）の頃とみられている。稿本は、各村庄屋の注進に基礎をおくもので、注進案が成つた頃の生見村は口数千三百拾三人、庄屋一人、畔頭六人がおかれていた。系図によつてみると、この頃の庄屋は登代吉（寛旭）であつた。敏三の生家は、新原（蔽）家の流れをひくものであろうが、系図からはつながらず、両家の関係は明らかでない。「過去帖」では、敏三の曾祖父で文政十三年（一八三〇）三月二十三日没の某（法名 釈

諸証)までがたどれる。なお、西村氏によると、嘉永元年(一八四八)の「湯屋河内明神棟札」に登代吉が庄屋の代に、敏三の祖父猶吉が畔頭(志谷組)であつたことが記されているとのことである。

◎また、美和町生見の新原家菩提寺真教寺にある「過去帖」には、左のようにしるされている。

道学教性

文政五年二月十二日 新原小右(左) 衛門父

諦証

文政十二(三)丑(寅)三月廿三日 新原猶吉父

妙誓

天保八西十二月五日 新原猶吉母

釈妙光

天保十、十二、廿九 新原十兵衛娘

釈道徹善心居士

天保十一、六、三 新原小右(左) 衛門

一心妙境

天保(元治)二、正、廿四 新原十兵衛母

徳室妙榮

明治五、正、廿四 新原十兵衛妻

照道

文久元、十二、晦日 新原猶吉常藏父

国円

新原文六

現光

慶応三、八、朔 新原モト子

永生妙果

明治三、六、十九 新原小太郎妻

〔補遺〕

真教寺は真宗で、山号を水精山という。『防長風土

注進案3』によると、開基は空円といい、はじめ毛利元就に奉仕して武名をあげたが、故あつて漂泊し、当地(生見)に来て剃髪し一字を建立したという(百六十六〜百六十七頁)。西村氏の御示教によれば、小著掲載の「過去帖」のうち、新原文六、新原モトは、新原(敷)家、敏三の生家共に関係がなく、明治以

後に新原姓を名乗つたものとのことであるので削除しなければならぬ。

◎敏三の祖父猶吉には、十兵衛(御郷泰助)、八郎(右)衛門(弘兼)、小太郎の兄弟があつた。このうち末弟の小太郎は漢学者で、いま美和町生見に次の顕彰碑が建つている。

(碑文省略)

台石裏に刻まれている親族の名の下部は土に埋もれて判読不明である。

〔補遺〕 前掲の訂正系図で示したように、十兵衛は登代吉

(寛旭)の別名であり、従つて十兵衛、八郎右衛門、小太郎を敏三の祖父猶吉の兄弟とするのは誤りである。正しくは、「登代吉(十兵衛)には泰助、八郎右衛門、小太郎、玄澄(出家した法名)の兄弟があつた。泰助は御郷氏、八郎右衛門は弘兼氏を各々継ぎ、小太郎は漢学者となり、いま美和町生見に次の顕彰碑が建つている。」となる。

◎敏三の父、龍之介の祖父に当たる新原常藏には三男一女があつた。常藏は早世し、常藏の妻すゑ(龍之介の祖母)は紅床家へ再嫁した。常藏の長男敏三は、芥川俊清の四女ふくと結婚、ふくとの間に初・久・龍之介の三子があつたが、ふくの発狂後ふくの妹ふゆを後妻に迎えて得二が生まれた。次男の康太郎は明治十四年(一八八二)十二月二十一日紅床家を相続し、三男元三郎は「津藤」細木香以の三男桂次郎の娘えいを娶り、芝で炭屋を営んでいた。森鷗外の史伝「細木香以」(東日、大毎 大6・9・19・10・13)

には元三郎夫妻についての記述がある。

〔補遺〕 常蔵は、文久二年（一八六二）八月二十四日に亡くなっている。その生年月日は明らかでないが、若死であつたといわれている。ところで、後述のように常蔵より家督相続したのは、当時三歳であつた三男の元三郎で、文久二年八月二十五日、常蔵が亡くなった翌日の日付となつている。次男の康太郎は、常蔵が亡くなる二カ月前の六月二十九日に紅床岩蔵の養子として入籍されている。この時、十三歳であつた長男の敏三が相続しなかつたのは、当時生見を離れていたためとも考えられる。また、常蔵の墓は生見にない。このことは、常蔵が生見以外の地で亡くなつたためとも思われる。つまり、この頃常蔵は敏三と共に他国にあつたのではないかと推定もなされるわけである（西村氏は、常蔵の死亡地は生見以外ではないと考えている）。常蔵の妻が紅床家へ再嫁したことについては二三の説がなされている。常蔵の妻が康太郎を連れ子して紅床家に再嫁したという説もある。これが事実ならば、康太郎入籍の日付からみて常蔵の妻は常蔵の亡くなる二カ月前に紅床家に再嫁したことになる。ところで、小著では常蔵の妻を「すゑ」とした。これは、常蔵の妻が紅床家に再嫁したこと、美和町生見支所の壬申戸籍に「康太郎 養父岩蔵 母すゑ」と記されていることから、「すゑ」を康太郎の実母つまり常蔵の妻と判じたわけである。紅床岩蔵は、明治十四年（一八八一）十二月十一日に亡くなっている。岩蔵の享年も明らかでない。岩蔵は大酒飲みで、その

ため新原家の土地、屋敷が失われたとも伝えられている。芝で炭屋を営んでいた元三郎の屋号は山口屋といつた。芥川の養母壽は幕末の大通「津藤」細木香以の姪にあたるが、元三郎も香以の孫娘えいと結ばれている。この縁については明らかでない。なお、えいは昭和十年頃田端の芥川家で亡くなつた。また、敏三の長女そのは嘉永五年（一八五二）四月十五日生まれで、明治十五年（一八八二）十一月二十日名越菊蔵と結婚、同二十四年（一八九二）八月四日中津忠五郎と再婚入籍、同三十八年（一九〇五）三月三十日上田峰蔵と再婚届出している。

父 敏三

◎竹内真は、敏三の経歴を「本籍は山口県玖珂郡賀見・畑村字生見八十八番屋敷。彼は十八歳の頃、萩の乱に加はり敗走し、同郷、益田孝、渋沢栄一をたより箱根仙石原に畔牧舎を開き成功し、後上京、新宿と築地入船町に牧場を持ち手広く事業を経営した」としているが（竹内真『芥川龍之介の研究』大同館 昭九・二二頁）、益田は新潟県の出身で（渋沢は埼玉県）敏三と同郷でないし、「十八歳の頃、萩の乱に加はり」とあるが、敏三が十八歳といえば明治元年（一八六八）で、萩の乱は明治九年（一八七六）であるから辻褄が合わない。経歴としては、葛巻義敏のいう「山口県玖珂郡賀美・畑村出身の平民。（中略）明治戊辰の役の際、『岩国兵』として出兵し、後、明治八年に箱根仙石原に開かれた畔牧舎牧場に働き、十六年には、前記入船町外人居留地に、牛乳販売業畔牧舎本店を

営んでいた」(葛巻義敏解説『芥川龍之介』(『日本文学』6)筑摩書房 昭
二十九・十二 四頁)とするのが正しいようである。

龍之介は、「大導師信輔の半生」(中央公論 大14・1)、「点鬼
簿」(改造 大15・10)などに父の傳を描いているが、これらの作
品によれば、伏見鳥羽の役に銃火の下をくぐり日ごろ胆勇自慢で
あつた敏三は(大導師信輔の半生、また短気であつたからたたび
だれとでも喧嘩をした(点鬼簿)というかなり激しい性格の持ち
主であつたらしい。

〔補遺〕 敏三は、嘉永三年(一八五〇) 九月六日、生見に生
まれた。敏三の本籍地のうち賀ミ畑村は、前述のように賀見畑
村が正しい。コウ牧舎は、箱根仙石原で渋沢栄一、益田孝、三
井八郎右衛門が共同経営していたのが畔牧舎で、入船町で敏三
が経営したのは耕牧舎である。また、敏三が「明治戊辰の役の
際、『岩国兵』として出兵」したという経歴を正しいとしたが、
西村氏の御示教によると、当時生見からも農民兵が多勢出で
いるが、生見は萩本藩領であつたから「岩国兵」ではなく、いず
れも「長州藩諸隊農民兵」に加えられているとのことである。
もつとも、敏三が岩国藩内に養子にでもいつていけば「岩国兵」
として出兵した可能性もある。しかし、この点についての西村
氏の調査では、岩国藩関係の農民兵、藩士団兵の名簿に敏三の
名は見当らず、隊名は明らかではないが、敏三が長州藩内の何
れかの農民兵に所属していたことは、明治十八年(一八八五)
毛利家よりの取下心についての覚書によって判明しているとの
ことである。従つて、敏三が戊辰の役の際に「岩国兵」として

出兵したという経歴は疑わしくなる。このことについて葛巻氏
に問い合せたところ、「『岩国兵』云々」は誤りで削除しなけ
ればならないとの返事をいただいた。それによると、敏三が所
蔵していた「自尼ヶ崎至長州道中図」という古絵図があり、葛
巻氏ははじめこの絵図の足取りを岩国から萩、尼ヶ崎というよ
うに考えていたが、この絵図の版元が尼ヶ崎であることや、そ
の他の調査で逆の足取り(尼ヶ崎―岩国―萩)になることが明
らかとなつたので、「岩国兵云々」は削除することである。
そして、この絵図には萩の海中に版にない島が三つ書き入れら
れていることから、敏三が一時萩にいたことは確実であるが、
生見から萩に至る経緯は明らかでない。いずれにしても、明治
十年(一八七七)頃までの敏三の消息は不明確である。上京後
(上京の年月は不明)、龍之介の拾い親で後に耕牧舎日暮里支店を
預つていた松村浅二郎の紹介で渋沢栄一を知り、渋沢家に入
りしているうちに益田孝とも知り合つたらしい。そして、箱根
の畔牧舎に入り、明治十六年(一八八三)頃には入船町に店を
構えて耕牧舎を営みだしたらしい。「其時代迄の苦勞には並々
ならぬものがあつたのか、御膳籠を天秤棒の前と後とにかけて、
肩に担ぎ、――牛乳一錢五厘からはじめたと云ふのが」敏三の
「自慢話」の一つであつたという(葛巻義敏「叔父芥川龍之介のこ
とども」母久子の『思の出』から)『世界』昭41・2。また、葛
巻氏の御示教によると敏三の右くるぶしには貫通銃創の跡があ
り、これを戦争と結びつけて屢々人に語つていたことは事実の
ようである。

◎美和町生見支所の壬申戸籍によると、敏三はいったん脱籍され、明治十一年（一八七八）九月十日に復籍し、同年十月二十日に末弟元三郎より家督相続している。元三郎が常蔵より家督相続したのは、文久二年（一八六二）八月二十五日、つまり常蔵が亡くなった翌日の日付となっている。この時、敏三は十三歳、康太郎は七歳、元三郎は四（三）歳であつた。もつとも、康太郎は文久二年（一八六二）六月二十九日紅床家に入籍している。この時、長男の敏三が相続しなかつたのは、すでに生見を離れていたからであらうか。土地の古老の話によれば、敏三は若い頃湯屋の橋のところで喧嘩をして相手に傷を負わせ、自分も足に傷を負つていたそうである。このことが、敏三の出郷と関係があるかどうかは詳らかではない。

【補遺】 敏三は、いったん脱籍され明治十一年（一八七八）九月十日に復籍している。この間、敏三の足取りは不明である。

そして、同年十月二十日に戸主元三郎が隠居し、敏三が元三郎より家督相続している。元三郎は、明治十四年（一八八一）二月二十六日に中津卯助の養子として入籍され、同十八年（一八八五）一月十四日不縁となり、同二十年（一八八七）四月六日広実百助の養子として入籍、百助の娘しげと結婚、同二十五年（一八九二）十一月十四日しげと離婚して新原家に復籍、のち細木桂次郎の娘えいと結婚している。敏三は、若い頃喧嘩をして相手に傷を負わせ、自らも足に傷を負つたらしいが、この傷が前述の貫通銃創と関係があるのか、またその出郷とどのような関係があるのかは明らかでない。

◎第三者からみた敏三は、「温和な、商人らしい感じの顔だちであり、芥川はあまりその人に似ていなかった」（恒藤恭『青年芥川の面影』『近代文学』第十二巻 芥川龍之介「所収」といわれ、「俺が子にどうしてあんな（子）が出来たのであらうか」と、彼の父に不思議がられた程に、彼芥川君父子程、体格なり、性質なりを異にして居た者は、世にも稀であるといつても可い程である」ともいわれていたが（室賀文武「それからそれ（一）芥川龍之介全集」全十巻月報第四号 昭十・二）、やはり血統は「争はれないもので、性質の点では、道章氏ののんびりした性格には似ないで、敏三氏の疳の強さうな性質を多分に受けついでやうである。」（恒藤恭『旧友芥川龍之介』朝日新聞社 昭二十四・八 九十七・九十八頁）

【補遺】 敏三は、自分が若い時から苦労したせいか使用人を粗略に扱わなかつたため、店の者もそれにこたえてよく働き、事業も順調に発展したという。そして、「六十歳に近い頃まで、前夜来の雪が降りし切つて、つもつてゐると、配達の若衆に酒樽をかつがせて、——芝の山内へ、それらの皆さんと、雪合戦に行つたりした」ようなこともあつた。また、敏三は余り晩酌をたしなまなかつたが、「たまたに晩酌の一二杯をのんでいる時に、番頭などが用事で来ると、直ちにその徳利や盃などをお膳の下にかくして、——『真面目な用事で来る者に、主人が酒の上で話す不真面さは、——許せない』と云つた」という（葛巻義敏「叔父芥川龍之介のことども」）。このような敏三の「律義さ」について葛巻氏は、敏三の一生を支配したその内部での厳しい「烈しさ」——それは過去の「暗影」をひいた——ともつなが

るのではないかとしている。

◎敏三の管んでいた耕牧舎は、明治二十六年（二八九三）に本店を芝区新銭座町十六番地に移し、新宿二丁目に六千坪の牧場をもつていたほか、日暮里中本、王子西ヶ原に支店牧場を、京橋区長崎町一丁目十一番地に分店をもつていた。耕牧舎のパンフレット『牛乳の用法』によると同舎は▲の登録商標をもち、牛乳・バター・クリームなどを扱い、進物用切手を発売するなどして手広く営業していたようである。そして、新興実業家としての敏三は、「かなり放蕩したらしく、龍之介と同年の『庶子』のあることが伝えられている」(『日本文学』アルバム 芥川龍之介「十頁」)。しかし、「晩年には、いろいろの事業にも(それは『新しい思い付き』か?)手を出して、矢張り(一)失敗をし、やや衰運の中で七十何歳かの生涯を、終つていた(葛巻義敏「芥川の人間について」国文学 昭三十二・二)。大正八年(一九一九)の新年早々に猛威をふるつた流感に冒された敏三は、三月十六日「余り苦しまずに殆んで行つた。死ぬ前には頭も狂つたと見え『あんなに旗を立てた軍艦が来た。みんな万歳を唱へろ』などと言つた」という(点鬼簿)。

〔補遺〕 明治二十六年(二八九三)、築地の外人居留地が廃止改革となつて、新原家は芝新銭座町十六番地に移転した。この頃には事業も発展し、市内各所に支店牧場をもつようになり、近所だけで一日約二百リットルの牛乳が売れたという。そして、後には築地精養軒や帝国ホテル、李王家などにも牛乳を納めるようになった。敏三は、「耕牧舎総本店」主ということになつていたが、事実は渋谷・益田・三井が出資し、「すべてを弁済し

たのは晩年に入つてからで、それまでは総『支配人』格と云ふことであつたが、――明治三十七年かに『支配人』としての『慰劳金』を、(當時として)千円だかを『耕牧舎』から贈られ」という。もつとも、早くから芝と新宿牧場との牛乳販売は独立採算をとつていたらしい。また、敏三は新しいころみが好きなどころがあり、ミルク・セーキのハンド式器械や、牛乳からクリームと脱脂乳とを作る器械を買入れたり、ヨーグルトを製造販売したりしたが、あまりよい売れ行きはみせなかつたらしい。そうした新しい思い付きは、新しい事業を構想するところとなり、晩年に六郷川の付近に土地を買つて日本新炭株式会社をはじめたが、全く失敗に終つてしまつたという。後年、敏三は「商売を後継する子もなく、母が病氣のため、長男龍之介を他家に預け、――其ために『養子』としなければならなかつたことを後悔してゐた」が、『点鬼簿』(改造 大十五・十)に「當時新らしかつた果物や飲料を教へたのは悉く僕の父である」と書いてるように、敏三と龍之介は毎月一回食事を共にすることになつていた。これは、龍之介の大学時代まで続いたという。毎月この食事をする日になると、敏三は自分で食事の品々を注文し、飲めない葡萄酒をチビリチビリと嘗めながら、龍之介と楽しそうに雑談していたという(葛巻義敏「叔父芥川龍之介のことども」)。大正八年(一九一九)流感に冒されて東京病院に入院した敏三は、三月十五日、龍之介に看取られて亡くなつた。享年七十歳。戒名は本性院正覚日敏居士である。